

The Rules of Iwatekai
九桜会 規約

- 名称 第1条 本会は岩手中学校（昭和29年卒業）、岩手高等学校（昭和32年卒業）の卒業生をもって構成し、名称は九桜会とする。
- 目的 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、交誼を厚くし、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 事務局 第3条 本会の事務局は事務局長宅に置く。
- 事業 第4条 本会に次の役員を置く。
- イ、総会並びに役員会の開催
 - ロ、恩師、会員の慶弔に関する件
 - ハ、会員名簿の作成
 - ニ、その他で認められる事業
- 役員 第5条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名
 - 副会長 2名
 - 会計 2名
 - 学年理事 1名
 - 事務局長 1名
 - 理事 若干名
 - 監事 2名
- 役員の出選 第6条 役員は総会において選出する。会長並びに他役員は、役員の出選によるものとする。
- 任期 第7条 役員の出選は3年とする。但し再任を妨げないこととする。
- 会議 第8条 本会の会議は、総会と役員会とする。
- 会計 第9条 本会の会計は年会費3,000円及び寄付金によるものとする。
- 会計年度 第10条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 会則の
実施変更 第11条 本会の会則は平成4年4月1日より実施し、会則の改正は総会の決議によるものとする。